

組合員規約

平成28年3月4日制定

(目的)

第1条 この規約は、超電導センシング技術研究組合（以下「組合」という。）において、定款で定める他、組合員の権利義務に関する事項について定める。

(組合員の権利と義務)

第2条 組合員は、総会で定められた各組合員の分担する試験研究を誠実に実行するとともに、組合に対して報告を行うものとする。

2 前項の場合、組合員は、分担依頼された試験研究項目について、組合から研究費の支給を受けることができる。なお自己負担することを妨げない。

(守秘義務)

第3条 組合員は、組合の存続期間中及び解散後5年間においても、本組合の運営及び事業に関する事実、資料及び情報並びに本組合の運営及び事業に関して知り得た他の組合員に関する事実、資料及び情報の一切を秘密として保持し、事前に理事長又は当該他の組合員の書面による同意を得ることなく第三者に開示漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- (1) 知得時に公知または既知であるもの
- (2) 知得後に自己の責によらず公知となったもの
- (3) 知得時に既に保有していたことが書面により明らかなもの
- (4) 第三者から秘密保持義務を課せられることなく正当に知得したもの

(研究内容及びその成果の公表)

第4条 組合員は、試験研究の内容及びその成果（別途定める「研究成果の取扱い等に関する規程」に定めるものをいい、以下同じ）を第三者に発表又は報告する場合は、事前に理事長の書面による承認を得るものとする。

(知的財産権等)

第5条 組合員は、本規約を遵守の上、各自が分担する試験研究によって得られた成果にかかる産業財産権その他の権利の取扱いについては、別途定める「研究成果の取扱い等に関する規程」に基づき取り扱うものとする。

(譲渡制限及び分割請求禁止)

第6条 組合員は、本規約等に定められた権利及び義務の全部又は一部を、理事会の承認を得ることなく第三者に譲渡、許諾、処分等してはならない。権利の分割請求について

も同様とする。

(協議)

第7条 本規約に定めなき事項及び組合員の間で疑義のある事項については、全組合員が誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

(改廃)

第8条 本規約の改正又は廃止は、総会の決議をもって行う。

附則 この規約は、平成28年3月4日から施行する。